



第118期 定時株主総会 招集ご通知

日時 2024年6月21日（金曜日）
午前10時

場所 東京都北区王子一丁目11番1号
北とぴあ 16階 会議室

決議事項 第1号議案 剰余金の処分の件
第2号議案 監査役2名選任の件

株主総会にご出席の株主様へのお土産の配布を取りやめ、株主総会開始前のお飲み物のご提供や製品の展示につきましても、本年は中止とさせていただきます。何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。

日本特殊塗料株式会社
証券コード 4619

(証券コード 4619)
2024年5月30日
(電子提供措置の開始日 2024年5月29日)

株 主 各 位

東京都北区王子三丁目23番2号

日本特殊塗料株式会社

代表取締役社長 遠田 比呂志

第118期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。

さて、当社第118期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申しあげます。

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイト「第118期定時株主総会招集ご通知」として電子提供措置事項を掲載しております。

■当社ウェブサイト <https://www.nttoryo.co.jp/ir/stock/soukai.html>



また、上記のほか、インターネット上の下記ウェブサイトにも掲載しております。

■東京証券取引所ウェブサイト

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



上記ウェブサイトアクセスして、当社名または証券コードを入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択のうえ、ご覧ください。

なお、当日のご出席に代えて、書面またはインターネットにより議決権を行使することができますので、お手数ながら電子提供措置事項に掲載の株主総会参考書類をご検討のうえ、3頁および4頁の「議決権行使のご案内」にしたがって、2024年6月20日(木曜日)午後5時20分までに議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2024年6月21日（金曜日）午前10時
 2. 場 所 東京都北区王子一丁目11番1号
北とぴあ 16階 会議室
 3. 会議の目的事項
報 告 事 項
 1. 第118期（2023年4月1日から2024年3月31日まで）事業報告、連結計算書類の内容ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第118期（2023年4月1日から2024年3月31日まで）計算書類の内容報告の件
- 決 議 事 項
- 第1号議案 剰余金の処分の件
- 第2号議案 監査役2名選任の件

<招集にあたっての決定事項>

- ・書面（郵送）とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使の内容を有効とさせていただきます。
- ・インターネットにより複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。
- ・書面（郵送）により議決権を行使された場合の議決権行使書において、各議案につき賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示があったものとしてお取扱いいたします。

以 上

-
- ◎ 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
 - ◎ 株主様へご送付している書面には、法令および当社定款の規定に基づき、以下の事項を記載しておりませんので、当該書面は監査報告を作成するに際し、監査役および会計監査人が監査をした書類の一部であります。
 - ・連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」「連結注記表」
 - ・計算書類の「株主資本等変動計算書」「個別注記表」
 - ◎ 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトにて修正内容を掲載させていただきます。

株主総会にご出席の株主様へのお土産の配布を取りやめ、株主総会開始前のお飲み物のご提供や製品の展示につきましても、本年は中止とさせていただきます。何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。

議決権行使のご案内

電子提供措置事項に掲載の株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。議決権を行使する方法は、以下の3つの方法がございませう。



書面(郵送)で 議決権を 行使する方法

同封の議決権行使書用紙に各議案の賛否をご表示のうえ、ご返送ください。議決権行使書において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示があったものとしてお取扱いたします。

行使期限

2024年6月20日(木曜日)
午後5時20分到着分まで



インターネット で議決権を 行使する方法

次ページの案内に従って、議案の賛否をご入力ください。

行使期限

2024年6月20日(木曜日)
午後5時20分入力完了分まで



株主総会に ご出席する 方法

当日ご出席の際は、お手数ながら、同封の議決権行使書用紙を会場受付へご提出ください。

株主総会開催日時

2024年6月21日(金曜日)
午前10時

1. 議決権行使サイトについて

- インターネットによる議決権行使は、パソコンまたはスマートフォンから、当社の指定する議決権行使サイト (<https://evote.tr.mufg.jp/>) にアクセスしていただくことによるのみ実施可能です。(ただし、毎日午前2時30分から午前4時30分までは取り扱いを休止します。)
- インターネット接続にファイアウォール等を使用されている場合、アンチウイルスソフトを設定されている場合、proxyサーバーをご利用の場合、TLS暗号化通信を指定されていない場合等、株主様のインターネット利用環境によっては、ご利用できない場合もございませう。
- インターネットによる議決権行使は、2024年6月20日(木曜日)の午後5時20分まで受け付けいたしますが、お早めに行使していただき、ご不明な点等がございましたらヘルプデスクへお問い合わせください。

2. 議決権行使についてのご注意

- 書面(郵送)とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使の内容を有効とさせていただきます。
- インターネットにより複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。
- 書面(郵送)により議決権を行使された場合の議決権行使書において、各議案につき賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示があったものとしてお取扱いたします。
- 議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用(インターネット接続料金等)は、株主様のご負担となります。

【機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームについて】

管理信託銀行等の名義株主様(常任代理人様を含みます。)につきましては、株式会社ICJが運営する議決権電子行使プラットフォームの利用を事前に申し込まれた場合には、当該プラットフォームをご利用いただくことができます。

インターネットによる議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法

議決権行使書副票に記載のログインID、仮パスワードを入力することなく、議決権行使サイトにログインすることができます。

- 1 議決権行使書副票（右側）に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は、画面の案内に従って賛否をご入力ください。

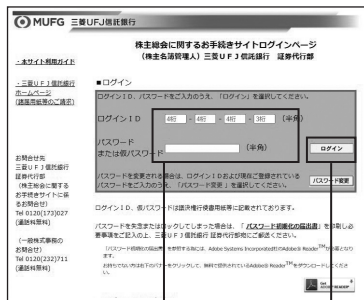


QRコードを用いずに議決権行使する場合は、右の「ログインID・仮パスワードを入力する方法」をご確認ください。

ログインID・仮パスワードを入力する方法

議決権行使サイト <https://evote.tr.mufg.jp/>

- 1 議決権行使サイトにアクセスしてください。
- 2 議決権行使書用紙に記載された「ログインID・仮パスワード」を入力クリック



「ログインID・仮パスワード」を入力 「ログイン」をクリック

- 3 以降は、画面の案内に従って賛否をご入力ください。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォンの操作方法などがご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 ヘルプデスク
0120-173-027
 (通話料無料/受付時間 午前9時～午後9時)

株主総会参考書類

議案および参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

当社は、収益体質の強化およびキャッシュ・フローを重視した健全な財務内容の維持により、株主の皆様への利益還元の充実を図ることを経営上の重要課題と位置付けております。

一方、当社グループを取り巻く経営環境は、世界的規模で情報通信技術をはじめとした技術革新が急速に進展する中、顧客・時代のニーズに適した製品の開発競争は一層激化しており、カーボンニュートラルや人権問題等の多様かつ複雑な課題への対応も求められる状況にあります。

こうした状況下、当社が将来にわたり競争力を確保し、収益の向上を図るためには、積極的な研究開発投資による付加価値の高い技術・製品の開発、環境等への影響も考慮しつつ生産性向上を図るための有形・無形資産への投資、そして当社グループの持続的成長を支える人材への投資等を継続的に行っていく必要があります。

したがって、利益配分につきましては、中長期的な経営計画に基づき、安定配当の維持とこのような戦略的な投資に向けた内部資金の充実を中心に据えながら、財政状態、利益水準および配当性等を総合的に勘案して決定することを基本方針としております。

当期の期末配当につきましては、上記の方針に基づき、以下のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

(1) 配当財産の種類

金銭

(2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項およびその総額

当社普通株式1株につき金25円 総額546,110,650円

この結果、中間配当を含めました当期の配当は、1株につき46円となります。

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

2024年6月24日

第2号議案 監査役2名選任の件

監査役高橋善樹、松藤斉の両氏は、本総会の終結の時をもって任期満了となりますので、監査役2名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位および重要な兼職の状況	所有する 当社の株式の数
1	たか ほん よし き 高橋 善樹 (1959年4月13日生)	1993年4月 弁護士登録 2014年6月 当社社外監査役(現任)	5,200株
	【社外監査役候補者とした理由】 弁護士としての企業法務に関する豊富な経験と卓越した見識、会計に関する知見を当社の監査業務に活かしていただき、かつ当社の経営の健全性確保、コーポレート・ガバナンスの向上に資する適切な助言・提言をいただけるものと判断し、引き続き社外監査役候補者としております。なお、同氏は社外監査役となること以外の方法で会社経営に関与した経験はありませんが、上記の理由により、社外監査役としての職務を適切に遂行することができるものと判断しております。		
2	まつ ぶん ひと し 松藤 斉 (1952年3月3日生)	1982年4月 公認会計士登録 2016年6月 当社社外監査役(現任) 2016年8月 日本オラクル株式会社社外取締役 (監査委員) 2019年6月 株式会社プロスペクト社外取締役 (監査等委員)	3,800株
	【社外監査役候補者とした理由】 公認会計士としての長年の実務経験があり、財務および会計に関する高い専門性と豊富な経験を当社の監査業務に活かしていただき、かつ当社の経営の健全性確保、コーポレート・ガバナンスの向上に資する適切な助言・提言をいただけるものと判断し、引き続き社外監査役候補者としております。なお、同氏は社外役員となること以外の方法で会社経営に関与した経験はありませんが、上記の理由により、社外監査役としての職務を適切に遂行することができるものと判断しております。		

- (注) 1. 各監査役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
 2. 当社は高橋善樹、松藤斉の両氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、法令の定める最低責任限度額を限度とする責任限定契約を締結しております。両氏の再任が承認された場合、両氏との間で当該契約を継続する予定であります。

3. 社外監査役候補者に関する事項は、次のとおりであります。
 - (1) 高橋善樹、松藤斉の両氏は、社外監査役候補者であります。
 - (2) 当社は、高橋善樹、松藤斉の両氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として同取引所に届け出ており、両氏の再任が承認された場合、両氏は引き続き独立役員になる予定であります。
 - (3) 高橋善樹、松藤斉の両氏は、現に当社の社外監査役であり、その就任してからの年数は、本株主総会の終結の時をもって高橋善樹氏は10年、松藤斉氏は8年であります。
4. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険（以下「D&O保険」という。）契約を保険会社との間で締結しており、これにより、取締役・監査役等が業務に起因して損害賠償責任を負った場合における損害（ただし、保険契約上で定められた免責事由に該当するものを除く。）等を填補することとしております。なお、D&O保険の保険料は、全額を当社が負担しております。高橋善樹、松藤斉の両氏が監査役に選任され就任した場合、両氏はD&O保険の被保険者となる予定であります。D&O保険の契約期間は1年間であり、当該期間の満了前に取締役会において決議のうえ、これを更新する予定であります。

(ご参考) 取締役および監査役の専門性と経験(スキル・マトリックス)

第2号議案が原案どおり承認可決された場合、取締役・監査役のスキル・マトリックスは、以下のとおりとなります。

当社は、持続的な成長と中長期的な企業価値向上を実現するためには、取締役会および監査役会において、知識、経験、能力等のバランスと多様性を確保することが重要であると認識しており、以下のスキル・マトリックスは、当社が特に重要と考えるスキルと、各取締役および監査役の専門性や経験を踏まえ、当社がその能力を十分に発揮することを期待する項目(●)を示しております。なお、各取締役および監査役が有するすべての専門性や経験を示すものではありません。

地位 (予定)	氏名	企業 経営	生 産 技 術 ・ 開 発 ・	営 業 ・ 販 売	財 務 ・ 会 計	法 務 ・ コ ン プ ラ イ ア ン ス	知 財	人 事 ・ 労 務	国 際 性	E S G
取締役会長	田谷 純	●			●	●		●	●	●
代表取締役社長	遠田 比呂志	●	●	●	●		●	●		●
取締役	鈴木 裕史		●	●				●		●
取締役	中村 信	●	●	●				●	●	●
取締役(社外)	奈良 道博					●	●			●
取締役(社外)	矢部 耕三					●	●		●	●
常勤監査役	川名 宏一		●	●	●				●	●
監査役(社外)	高橋 善樹				●	●	●			●
監査役(社外)	松藤 斉				●	●			●	●

以上

事業報告

(2023年4月1日から2024年3月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過および成果

当連結会計年度におきましては、新型コロナウイルス感染症の影響縮小に伴い、国内景気は緩やかな回復基調で推移いたしました。長引くインフレや主要国での金融引き締め、為替の変動、ウクライナや中東地域の情勢不安等から、景気の先行きは不透明な状況が続いております。

こうした状況のもと、当社グループは、中期経営計画の基本戦略に掲げる収益基盤の強化、新技術・新製品開発、サステナビリティ経営の推進等に引き続き注力し、企業価値向上に努めてまいりました。

この結果、当連結会計年度における売上高は、主に自動車製品関連事業の増収により646億9千3百万円（前期比6.5%増）となりました。

損益面につきましては、製品等の販売価格見直しを含む売上高の増加に加え、原価低減活動・経費低減策に継続して取り組んだ結果、営業利益は39億5百万円（前期比139.4%増）となりました。経常利益は、持分法による投資利益や為替変動の影響等により59億6千3百万円（前期比89.8%増）、親会社株主に帰属する当期純利益は39億4千7百万円（前期比87.7%増）となりました。

事業のセグメント別状況

[塗料関連事業]

当セグメントの業績につきましては、社会経済活動の正常化が進み、国内景気は緩やかな回復基調にあることから、主力製品の防水材・塗り床材を中心に建築・構築物用塗料の販売が順調に推移するとともに、製品等の販売価格見直しが寄与し、売上高は206億1千2百万円（前期比0.2%増）となりました。さらに損益面では、原価低減活動・経費低減策の徹底により、セグメント利益は4億5千6百万円（前期はセグメント損失1億1千3百万円）となりました。

[自動車製品関連事業]

当セグメントの業績につきましては、主要顧客である自動車メーカーの国内生産台数が回復したことを受け、主力製品である吸・遮音材や防錆塗料等の塗材を中心に販売が増加したことに加え、製品等の販売価格見直しが寄与し、売上高は440億6千6百万円（前期比9.7%増）となりました。損益面では、増収効果とともに、継続的な原価低減活動・経費低減策による生産性・収益性向上を受け、セグメント利益は34億3千9百万円（前期比98.0%増）となりました。

[その他]

保険代理業の売上高は1千5百万円（前期比1.1%増）となりました。

（注）各セグメントの売上高は、セグメント間の内部売上高消去後の数値を記載しております。

セグメント別売上高

（百万円未満切捨表示）

区 分	前連結会計年度 （2022年4月1日から 2023年3月31日まで）		当連結会計年度 （2023年4月1日から 2024年3月31日まで）		前期比増減(△)	
	金 額	構成比	金 額	構成比	金 額	増減率
塗 料 関 連 事 業	百万円 20,565	% 33.9	百万円 20,612	% 31.9	百万円 46	% 0.2
自動車製品関連事業	40,157	66.1	44,066	68.1	3,908	9.7
そ の 他	15	0.0	15	0.0	0	1.1
合 計	60,738	100.0	64,693	100.0	3,955	6.5

- （注）1. 「売上高」は外部顧客に対する売上高を記載しております。
2. 「その他」の区分は報告セグメントに含まれない事業セグメントであります。

(2) 設備投資および資金調達の状況

設備投資につきましては、国内外において、主に自動車製品関連事業での新規受注に伴う生産能力の増強や生産性の向上に向けた投資を行った結果、当連結会計年度における設備投資の総額（建設仮勘定を除く本勘定振替ベース）は11億1千9百万円となり、前期比10億8千1百万円減少いたしました。

投資内訳としましては、生産設備関連に9億4千9百万円、生産設備以外に1億6千9百万円の資金を投入いたしました。

生産設備の主な内容は、自動車製品関連事業の吸・遮音材他、生産設備の増強および更新に7億4千万円、金型の製作投資1億5千2百万円、塗料関連事業の製造設備の増強および更新に3千9百万円となっております。

生産設備以外の主な内容は、研究開発部門における新製品開発のための試験機器等の取得であります。

なお、必要資金は一部銀行借入による調達を除き、内部留保をもって充当しております。

(3) 対処すべき課題

今後の見通しにつきましては、雇用・所得環境の改善により、緩やかな景気回復の継続が期待される一方、インフレの長期化、金融引き締めによる景気減速、為替の変動、地政学リスクの増大など懸念材料も多く、特に国内では、原材料・エネルギー価格の高止まり、物流費・労務費の上昇が見込まれる等、引き続き厳しい経営環境が続くことが予想されます。

こうした状況を踏まえ、現中期経営計画の基本戦略を原則として維持しつつ、厳しい経営環境の中、当社の強みである機能性・軽量化・環境対応を主眼とした新技術・新製品開発の強化、生産工程の見直しを含む生産体制の効率化・合理化、DX推進による業務効率改善等を推進し、コスト増加要因への対応力強化を図るとともに、「サステナビリティ（持続可能性）」に重点を置いたサステナビリティ経営を推進し、持続的な成長に向けた経営基盤のさらなる充実を目指してまいります。

なお、現中期経営計画に掲げる個別の基本戦略の概要等は、以下のとおりです。

① 国内事業の安定的な収益基盤の構築

既存製品のシェア拡大、あらゆるプロセスにおける徹底した原価改善に努め、外部環境の変化に耐えうる安定的な収益基盤の構築を実現してまいります。

② 「技術のニトク」の強化と新技術・新製品開発

当社の強みである機能性・軽量化・環境対応を主眼に、高機能・高付加価値製品の開発を進めるとともに、「サステナビリティ（持続可能性）」に重点を置き、社会・顧客ニーズの変化に対応した新技術・新製品開発を推進いたします。

③ グローバル展開の強化

塗料関連事業においては、各地域のニーズに即した製品販売を強化し、自動車製品関連事業においては、原料調達から「ものづくり」まで、グローバルで連携を強化して、原価改善と生産体制最適化（サプライチェーンの強化）を図ってまいります。

④ DX（デジタルトランスフォーメーション）推進

研究開発、生産、販売、ビジネスモデル構築等、各機能におけるDXを推進し、生産性向上、効率的な事業体制の確立を目指してまいります。

⑤ サステナビリティ経営の推進

環境配慮型製品の拡充、循環経済を強く意識したマテリアルリサイクルの確立、さらには2050年に全ての製品と企業活動を通じたカーボンニュートラルを実現すべく、環境負荷低減、社会課題解決に積極的に取組むと同時に、持続的な成長を支える人材育成やガバナンス強化により、経営基盤のさらなる充実を図ってまいります。

(4) 財産および損益の状況の推移

区 分	2020年度 第115期	2021年度 第116期	2022年度 第117期	2023年度 (当連結会計年度) 第118期
売 上 高	48,004百万円	54,779百万円	60,738百万円	64,693百万円
経 常 利 益	2,403百万円	2,625百万円	3,141百万円	5,963百万円
親会社株主に帰属する当期純利益	1,301百万円	1,300百万円	2,103百万円	3,947百万円
1株当たり当期純利益	59円27銭	59円90銭	96円77銭	181円57銭
総 資 産	75,502百万円	79,792百万円	82,033百万円	87,456百万円
純 資 産	47,154百万円	49,725百万円	52,211百万円	59,565百万円

(注) 1. 第116期より「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を適用しており、第116期以降の財産および損益の状況については、当該会計基準等を適用した後の数値を記載しております。

2. 1株当たり当期純利益は、自己株式控除後の期中平均株式数に基づき算出しております。

(5) 重要な親会社および子会社の状況 (2024年3月31日現在)

- ① 親会社との関係
該当事項はありません。
- ② 重要な子会社の状況

会 社 名	資本金	当社の出資比率	主要な事業内容
ニットクメンテ株式会社	100百万円	85.50%	建物改修工事の請負
日晃工業株式会社	487百万円	85.91%	自動車用防音材の製造
武漢日特固防音配件有限公司	89百万元	52.51%	自動車用防音材の製造
株式会社タカヒロ	100百万円	50.00%	自動車用防音材の製造
PT. TUFFINDO NITTOKU AUTONEUM	18百万米ドル	46.00%	自動車用防音材の製造

当社の連結子会社は(上記重要な子会社を含め)10社であり、持分法適用会社は8社であります。

- ③ その他
技術提携の主要な相手先は、スイス国 Autoneum Holding AGであります。

(6) 主要な事業内容 (2024年3月31日現在)

塗料関連事業	建築・構築物用塗料、航空機塗料、窯業建材用、DIY用製品および各種防音材料（自動車用を除く）の製造販売、ならびに建物改修工事請負
自動車製品関連事業	自動車用防音材各種および防錆材、シーラントその他自動車塗料製品の製造販売、ならびに音響コンサルタント等

(7) 主要な営業所および工場 (2024年3月31日現在)

① 当社

本社 東京都北区王子三丁目23番2号
 開発センター 東京都北区豊島八丁目16番15号

工場および営業所

工場

平塚工場 (神奈川県平塚市)	広島工場 (広島県東広島市)
静岡工場 (静岡県御前崎市)	東九州工場 (福岡県行橋市)
愛知工場 (愛知県知立市)	九州工場 (佐賀県三養基郡みやき町)

営業所

塗料事業本部

東京営業所 (東京都北区)
 神奈川営業所 (神奈川県平塚市)
 中部営業所 (愛知県知立市)
 大阪営業所 (大阪府吹田市)
 中四国営業所 (広島県東広島市)
 九州営業所 (佐賀県三養基郡みやき町)
 土木インフラ事業推進部 (東京都北区)
 工業開発部 (東京都北区、愛知県知立市)
 DIY販売部 (東京都北区)

自動車製品事業本部

営業統括部 (東京都北区)
 東日本第1営業所 (神奈川県平塚市)
 東日本第2営業所 (群馬県館林市)
 中日本営業所 (愛知県知立市)
 西日本第1営業所 (広島県東広島市)
 西日本第2営業所 (福岡県行橋市)

② 子会社

ニットクメンテ株式会社 (東京都北区)
 日晃工業株式会社 (茨城県坂東市)
 武漢日特国防音配件有限公司 (中国湖北省武漢市)
 株式会社タカヒロ (広島県東広島市)
 PT.TUFFINDO NITTOKU AUTONEUM (インドネシア西ジャワ州カラワン)

(8) 従業員の状況 (2024年3月31日現在)

従業員数 (名)	前連結会計年度末比増減 (名)
1,185 (491)	△70 (△39)

- (注) 1. 従業員数は就業人員数(当社グループからグループ外への出向者を除き、グループ外から当社グループへの出向者を含む。)であり、臨時従業員数は()内に年間の平均人員を外数で記載しております。
2. 臨時従業員には、期間雇用、パートタイマーおよび嘱託契約の従業員を含み、派遣社員を除いて記載しております。

(9) 主要な借入先 (2024年3月31日現在)

借 入 先	借 入 額
株 式 会 社 三 菱 U F J 銀 行	2,399百万円
株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行	1,247百万円

- (注) 当社は、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行と貸出コミットメント契約(3,500百万円)を締結しております。
当期末における貸出コミットメントに係る借入実行額はありません。

2. 会社の株式に関する事項（2024年3月31日現在）

- (1) 発行可能株式総数 90,000,000株
- (2) 発行済株式の総数 21,844,426株（自己株式1,766,774株を除く。）
- (3) 株主数 7,005名

(4) 大株主（上位10名）

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
A U T O N E U M H O L D I N G A G	31,151百株	14.26%
関 西 ペ イ ン ト 株 式 会 社	14,677	6.72
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	9,441	4.32
株 式 会 社 三 菱 U F J 銀 行	8,788	4.02
明 治 安 田 生 命 保 険 相 互 会 社	7,560	3.46
株 式 会 社 中 外	7,267	3.33
株式会社日本カストディ銀行（信託口）	7,153	3.27
ニ ッ ト ク 親 和 会	6,445	2.95
株 式 会 社 ヒ ロ タ ニ	5,490	2.51
株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行	4,001	1.83

(注) 当社は自己株式1,766,774株を保有しておりますが、上記大株主から除いております。
また、持株比率は自己株式を控除して計算しております。

(5) 当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に交付した株式の状況

	株 式 数	交付対象者数
取 締 役（社 外 取 締 役 を 除 く）	10,103株	4名

(注) 当社の株式報酬の内容につきましては、「4.(4) 当事業年度に係る取締役および監査役の報酬等」に記載しております。

(6) その他株式に関する重要な事項

該当事項はありません。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

(1) 当事業年度末日における職務執行の対価として当社役員が保有する新株予約権の状況

該当事項はありません。

(2) 当事業年度中に職務執行の対価として従業員等に交付した新株予約権の状況

該当事項はありません。

(3) その他新株予約権等に関する重要な事項

該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役および監査役の氏名等（2024年3月31日現在）

地 位	氏 名	担 当 お よ び 重 要 な 兼 職 の 状 況
取 締 役 会 長 最高経営責任者(CEO)	田 谷 純	ニットク商工株式会社代表取締役社長 株式会社ニットク保険センター代表取締役社長 富士産業株式会社代表取締役社長 UGN, Inc. 代表取締役会長 日特固（広州）防音配件有限公司董事長 天津日特固防音配件有限公司董事長 武漢日特固防音配件有限公司董事長
代表取締役社長 最高執行責任者(COO)	遠 田 比呂志	社長執行役員 大和特殊工機株式会社代表取締役社長 株式会社ニットクシーケー代表取締役社長
取 締 役	鈴 木 裕 史	専務執行役員 塗料事業本部長
取 締 役	中 村 信	専務執行役員 自動車製品事業本部長(兼)生産統括責任者 日晃工業株式会社代表取締役社長 株式会社タカヒロ代表取締役社長 武漢日特固防音配件有限公司総経理 武漢日特固汽车零部件有限公司董事長
取 締 役	奈 良 道 博	弁護士 半蔵門総合法律事務所パートナー 王子ホールディングス株式会社社外取締役
取 締 役	矢 部 耕 三	弁護士、弁理士 弁護士法人御堂筋法律事務所パートナー イリノイ大学法科大学院非常勤教授 一般社団法人日本国際的財産保護協会業務執行理事
常 勤 監 査 役	川 名 宏 一	
監 査 役	高 橋 善 樹	弁護士
監 査 役	松 藤 齊	公認会計士

- (注) 1. 取締役奈良道博氏は会社法第2条第15号に定める社外取締役であり、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として同取引所に届け出ております。
2. 取締役矢部耕三氏は会社法第2条第15号に定める社外取締役であり、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として同取引所に届け出ております。
3. 監査役高橋善樹氏は会社法第2条第16号に定める社外監査役であり、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として同取引所に届け出ております。
4. 監査役高橋善樹氏は、弁護士の資格を有しており、法務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。

5. 監査役松藤斉氏は会社法第2条第16号に定める社外監査役であり、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として同取引所に届け出ております。
6. 監査役松藤斉氏は、公認会計士の資格を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
7. 当事業年度の取締役の異動
2023年6月22日開催の第117期定時株主総会終結の時をもって、野島雅寛、山口久弥、安井芳彦、土井義彦の4氏は任期満了により取締役を退任いたしました。
8. 当社は執行役員制度を採用しております。2024年3月31日現在の取締役を兼任しない執行役員は次のとおりであります。

地 位	氏 名	担 当
専務執行役員	山 口 久 弥	経営推進グループサステナビリティ推進室長 (兼)知財・コンプライアンス室長
常務執行役員 最高財務責任者(CFO)	力 武 洋 介	経営管理グループ総務部長
執 行 役 員	栗 原 洋 幸	自動車製品事業本部営業統括部部長 トヨタ営業統括(兼)CE推進室長
執 行 役 員	桜 井 雅 英	海外事業部長
執 行 役 員	廣 瀬 茂 雄	自動車製品事業本部技術統括責任者 (兼)技術統括部長
執 行 役 員	土 屋 信 博	自動車製品事業本部営業統括責任者 (兼)営業統括部長
執 行 役 員	野 見 高 司	塗料事業本部技術統括

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、社外取締役および監査役全員との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、法令の定める最低責任限度額を限度とする責任限定契約を締結しております。

(3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、当社および当社の子会社の取締役、監査役等を被保険者として、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が業務に起因して損害賠償責任を負った場合における損害等を填補することとしており、当該保険契約の保険料は、全額を当社が負担しております。ただし、法令違反であることを認識して行った行為に起因して生じた損害の場合には填補の対象としない等、一定の免責事由があり、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないように措置を講じております。

(4) 当事業年度に係る取締役および監査役の報酬等

① 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

ア) 当該方針の決定の方法

当社の取締役会は、指名・報酬諮問委員会に対し、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針について原案作成を諮問し、同委員会から答申された内容を踏まえ、取締役会において審議の上、当該方針を決議しております。

イ) 当該方針の内容の概要

当社の取締役の基本報酬は、月例の固定報酬に役員賞与を加えた基本報酬、および株式報酬（非金銭報酬）により構成し、役位、職責、在任年数に応じて、当社の業績や従業員給与の水準、他社水準をも考慮しながら、総合的に勘案して決定いたします。

特に役員賞与の額については、上記を踏まえた定性的評価を中心としながら、事業年度ごとの業績向上に対する意識を高めるため、業績との連動性を十分に加味した上で決定し、毎年一定の時期に支給いたします。

なお、社外取締役の報酬等の種類は、基本報酬のみとしております。

ウ) 当該事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容が当該方針に沿うものであると取締役会が判断した理由

取締役の個人別の報酬等の内容の決定にあたっては、指名・報酬諮問委員会が決定方針との整合性を含めた多角的な検討を行っているため、取締役会においても基本的にその答申を尊重し、個人別の報酬等の内容が決定方針に沿うものであると判断しております。

② 監査役の個人別の報酬等の額の決定方針に関する事項

当社の監査役の基本報酬は、月例の固定報酬に役員賞与を加えた基本報酬のみとし、各監査役の報酬等の額は、監査役の協議によって決定しております。

③ 取締役および監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役の金銭報酬の額は、2019年6月21日開催の第113期定時株主総会において年額500百万円以内（うち社外取締役分50百万円以内）と決議しております。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は11名（うち社外取締役2名）です。また、当該金銭報酬枠とは別枠で、2021年6月24日開催の第115期定時株主総会において、譲渡制限付株式の付与のために支給する金銭報酬債権として、年額100百万円以内、株式の上限を年10万株以内（社外取締役は付与対象外）と決議しております。当該定時株主総会終結時点の取締役（社外取締役を除く。）の員数は8名です。

監査役の金銭報酬の額は、2006年6月23日開催の第100期定時株主総会において年額60百万円以内と決議しております。当該定時株主総会終結時点の監査役の員数は3名です。

④ 取締役の個人別の報酬等の決定に係る委任に関する事項

当社は、取締役会の委任決議に基づき、代表取締役が取締役の個人別の報酬等の具体的内容を決定しており、当事業年度においては、代表取締役社長遠田比呂志が、各取締役の基本報酬の額を決定しております。

代表取締役は、各取締役の職務の内容および当社全体の業績を踏まえた各取締役の担当職務に係る成果を把握していることから、決定方針を踏まえた総合的な判断を行うのに適していることが権限を委任した理由であります。取締役会は、当該権限が代表取締役によって適切に行使されるよう、指名・報酬諮問委員会に原案を諮問し答申を得ており、報酬等の具体的内容が決定方針に沿うものであると判断しております。

⑤ 非金銭報酬等に関する事項

当社の企業価値の持続的向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、当社の取締役（社外取締役を除く。）に対し、譲渡制限付株式を割り当てる報酬制度を導入しております。譲渡制限付株式の付与のために支給する金銭報酬の総額は年額100百万円以内、本制度により発行または処分される当社の普通株式の総数は年10万株以内とし、譲渡制限期間は、譲渡制限付株式の交付日から当該取締役が当社の取締役の地位を退任するまでの期間としております。

なお、その交付状況は「2.(5)当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に交付した株式の状況」に記載のとおりです。

⑥ 取締役および監査役の報酬等の総額等

区 分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額（百万円）			対象となる 役員の員数 (名)
		基本報酬	業績連動 報酬等	非金銭 報酬等	
取締役 (うち社外 取締役)	247 (19)	233 (19)	—	13 (—)	10 (2)
監査役 (うち社外 監査役)	39 (13)	39 (13)	—	—	3 (2)
合 計 (うち社外 役員)	286 (32)	273 (32)	—	13 (—)	13 (4)

- (注) 1. 上記報酬等の額および役員の員数には、2023年6月22日開催の第117期定時株主総会終結の時をもって退任した取締役4名を含んでおります。
2. 非金銭報酬等は、譲渡制限付株式報酬制度に基づく当事業年度における費用計上額を記載しております。

(5) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職の状況および当社と兼職先との関係

区 分	氏 名	重 要 な 兼 職 の 状 況
社外取締役	奈良道博	弁護士 半蔵門総合法律事務所パートナー 王子ホールディングス株式会社社外取締役
	矢部耕三	弁護士、弁理士 弁護士法人御堂筋法律事務所パートナー イリノイ大学法科大学院非常勤教授 一般社団法人日本国際知的財産保護協会業務執行理事
社外監査役	高橋善樹	弁護士
	松藤 齊	公認会計士

- (注) 1. 社外取締役奈良道博氏は、半蔵門総合法律事務所のパートナーであり、当社は同法律事務所
に所属する他の弁護士と法律顧問契約を締結しております。なお、同氏個人と当社との間に
は、特別の利害関係はありません。
2. その他の社外役員の重要な兼職先と当社との間には、特別の利害関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

区 分	氏 名	主 な 活 動 状 況
社外取締役	奈良道博	当事業年度に開催された取締役会13回のうち12回に出席しました。上場企業の社外役員として培われた豊富な経験や弁護士としての専門的見地を踏まえ、経営全般に対する適切な監督、意見陳述を行っていただくという当社の期待に応え、取締役会において当該視点から助言・提言をいただくなど、当社社外取締役として適切な役割を果たしていただきました。
	矢部耕三	当事業年度に開催された取締役会13回のすべてに出席しました。弁護士・弁理士としての幅広い経験と高い専門性を踏まえ、経営全般に対する適切な監督、意見陳述を行っていただくという当社の期待に応え、取締役会において当該視点から助言・提言をいただくなど、当社社外取締役として適切な役割を果たしていただきました。
社外監査役	高橋善樹	当事業年度に開催された取締役会13回うち12回、監査役会12回のすべてに出席し、主に弁護士としての専門的見地を踏まえた経営全般に対する適切な助言・提言をいただきました。
	松藤 齊	当事業年度に開催された取締役会13回のすべて、監査役会12回のすべてに出席し、主に公認会計士としての専門的見地を踏まえた経営全般に対する適切な助言・提言をいただきました。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

EY新日本有限責任監査法人

(2) 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

(3) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

① 当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額	39百万円
② 当社および当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	39百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておりませんので、上記金額には金融商品取引法に基づく監査の報酬等の額を含めております。
2. 当社の一部の連結子会社につきましては、当社の会計監査人以外の監査法人の監査を受けております。
3. 監査役会は、社内関係部署および会計監査人から必要な資料を入手し報告を受けるほか、会計監査人の監査計画、従前の事業年度における監査の実施状況、報酬見積りの算出根拠などを確認・検討した結果、会計監査人の報酬等について同意を行っております。

(4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。

また、会計監査人が職務を適切に遂行することが困難と認められる場合、その他必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

6. 会社の体制および方針

(1) 取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制

- ① 取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
 - ア) 当社は、コンプライアンスが企業の存続、発展に必要不可欠であるとの認識のもと、取締役および使用人が法令および定款を遵守し、健全な社会規範のもとにその職務を遂行するため「日本特殊塗料グループ行動規範」および法令遵守規程を定める。
 - イ) 取締役会は、原則として月1回開催し、取締役間の意思疎通を図るとともに、相互に職務執行を監視・監督する。また、監査役による職務執行の監査を受け、必要に応じて外部専門家の活用を図ること等により、法令および定款に反する行為の未然防止に努める。
 - ウ) 取締役は、他の取締役および使用人の職務の執行について、重大な法令違反その他コンプライアンスに関する重要な事実を発見した場合には、直ちに監査役、経営会議および取締役会に報告し、その是正を図る。
 - エ) 内部監査部門として業務執行部門から独立した監査室を置くとともに、コンプライアンスの統括部署として知財・コンプライアンス室を設置し、コンプライアンス体制の構築・強化を図る。
 - オ) 法令違反その他コンプライアンスに関する事実についての内部通報体制を、法令遵守規程および内部通報規程に定め、その整備・運用を行う。
 - カ) 監査役は、当社のコンプライアンス体制および内部通報体制の整備・運用に問題があると認めるときは、意見を述べるとともに、改善策の策定を求めることができるものとする。

- ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制
- ア) 取締役の職務執行に係る情報については、法令や文書管理に関する社内規程等に基づき、適切かつ検索性の高い状態で保存および管理し、必要に応じて閲覧可能な状態を維持する。
 - イ) 情報の管理については、情報セキュリティや内部情報管理に関する諸規程、個人情報保護に関する基本方針を定めて、適正に管理する。
- ③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
- ア) リスク管理体制の基礎として危機管理規程を定め、個々のリスクについての管理責任者を決定し、経営に重大な影響を及ぼすおそれのあるリスクの未然防止に努める等、同規程に従ったリスク管理体制を構築する。
 - イ) 不測の事態が発生した場合には、社長を本部長とする対策本部を設置するとともに、必要に応じて顧問弁護士等を含む外部アドバイザーチームを組織し、迅速かつ適切な対応により、事態の把握と損害の発生・拡大の防止に努める。また、事業継続に重大な影響を与える事態に備え、事業継続計画（BCP）の策定、事業継続マネジメントシステム（BCMS）の構築・運用により、事業への影響を最小限に止める体制を整える。
 - ウ) 化学メーカーとして重要な課題である「環境」と「安全」については、そのリスクを専管する組織として、「環境管理委員会」「安全衛生管理委員会」「製品安全管理委員会」等を設け、担当部門が専門的な立場から、環境面、安全・衛生面、製品安全面の監査を行う。
- ④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- ア) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制の基礎として、取締役会を月1回定期に開催するほか、必要に応じて適宜臨時に開催する。
 - イ) 取締役会の経営監督機能をより強化し、経営効率の向上や機動的な意思決定を図るため執行役員を選任する。
 - ウ) 取締役会は、経営機構ならびに各取締役および執行役員の管掌業務を定め、各取締役および執行役員は、取締役職能内規、職制規程等に基づき、それぞれの業務執行を行う。
 - エ) 取締役および執行役員は、経営会議において、経営上の重要事項に係る審議、決定を行うとともに、経営企画会議において、中長期的な経営計画を踏まえ、特に絞り込んだ重要なテーマについて議論を行う。

- ⑤ 当社およびその子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制
- ア) 当社、およびその子会社・主要な関連会社からなる企業集団（以下「グループ会社」という。）における業務の適正を確保するため、当社およびその子会社に適用される「日本特殊塗料グループ行動規範」をはじめとした規範・諸規程を定め、コンプライアンス体制の構築・強化を図る。
 - イ) グループ会社の経営の自主性および独立性を尊重しつつ、各社の健全性および効率性の向上、グループ会社一体としての企業価値向上を図るため、関係会社管理規程に基づき、グループ会社の適切な経営管理を行う。
 - ウ) グループ会社における経営上の重要な事項については、当社の承認または当社への報告を求めるとともに、各社は業務執行状況・財務状況等を定期的に当社に報告するものとする。また、各社の事業運営やリスク管理体制などについて、各担当取締役が、総合的に助言・指導を行う。
 - エ) 取締役は、グループ会社における重大な法令違反その他コンプライアンスに関する重要な事実を発見した場合には、直ちに監査役、経営会議および取締役会に報告し、その是正を図る。
 - オ) グループ会社が当社からの経営管理、経営指導内容が法令に違反し、その他コンプライアンス上問題があると認めた場合には、各社の取締役、監査役および使用人は、監査室または知財・コンプライアンス室に速やかに報告するものとする。監査室および知財・コンプライアンス室は、直ちに監査役に報告するとともに、意見を述べるができるものとする。監査役は、意見を述べるとともに、改善策の策定を求めることができるものとする。
- ⑥ 監査役職務を補助すべき使用人に関する当該使用人の取締役からの独立性に関する事項
- ア) 監査役がその職務を補助する使用人を置くことを求めた場合は、当社の使用人から監査役補助者を任命する。監査役補助者の評価は監査役が行い、監査役補助者の任命、解任、人事異動、賃金等の改定については、監査役会の同意を得た上で、取締役会が決定することとし、取締役からの独立を確保する。
 - イ) 監査役補助者は、業務の執行にかかる役職を兼務しない。

- ⑦ 取締役および使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制および監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- ア) 取締役および使用人は、当社の業務または業績に影響を与える重要な事項について、監査役に都度報告するものとする。前記に関わらず、監査役はいつでも必要に応じて、取締役および使用人に対して報告を求めることができるものとする。
 - イ) 内部通報に関する規程を定め、その適切な運用を維持することにより、法令違反その他のコンプライアンス上の問題について、監査役への適切な報告体制を確保する。また、当該情報提供を理由とした不利益な処遇は、一切行わない。
 - ウ) 代表取締役は、監査役と適宜会合を持ち、業務報告とは別に会社運営に関する意見交換などを行い、意思の疎通を図るものとする。
 - エ) 取締役会は、業務の適正を確保する上で重要な業務執行の会議への監査役の出席を確保する。
 - オ) 監査役は、会計監査人から会計監査内容について説明を受けるとともに、情報の交換を行うなど連携を図るものとする。
 - カ) 監査役は、監査の実施にあたり独自の意見形成を行うため、必要に応じて、会社の費用で法律・会計の専門家を活用することができるものとする。
- ⑧ 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方
- ア) 当社は、法令および社会規範を遵守し、良識ある企業活動を行って社会に貢献することを目指す。
 - イ) 当社は、反社会的勢力による不当な要求に一切応じず、毅然として対応し、反社会的勢力および反社会的勢力と関係ある取引先とはいかなる取引も行わない。また、その旨を行動規範に定め、役員および社員に周知徹底を図る。
 - ウ) 反社会的勢力に関する相談・通報窓口を知財・コンプライアンス室とし、事案の発生時には所轄警察署や顧問弁護士等、外部の専門機関と連携し、速やかに対応できる体制を構築する。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

① 取締役の職務の執行について

取締役会では、法令・定款に定められた事項、経営に関する重要な事項を決定するとともに、各取締役が相互に職務執行状況を監視・監督しております。なお、当社は社外取締役2名を選任し、客観的かつ中立的な経営監視機能の強化を図っております。

② 監査役の職務の執行について

監査役会では、取締役会の議案の審議をはじめ、経営の妥当性、効率性、コンプライアンス等について幅広く意見交換等を行い、適宜経営に対する助言や提言を行っております。また、監査役は、取締役会のほか経営会議等の重要な会議に出席し、取締役の職務の執行について厳正な監査を行っております。

③ コンプライアンスに関する取組みについて

コンプライアンス委員会および知財・コンプライアンス室が、コンプライアンスの統括部署として、法令や社会規範に適合した事業体制の確立を推進するとともに、サステナビリティ委員会およびサステナビリティ推進室と連携し、コンプライアンスに関する教育、啓発活動を定期的実施しております。また、内部通報制度を適切に運用し、コンプライアンスの実効性向上に努めております。

④ リスク管理体制について

危機管理委員会や「環境」と「安全」を専管する各種委員会等において、経営に重大な影響を及ぼす可能性のあるリスクの特定、把握、分析や対応策の検討等を行っております。また、事業継続マネジメントシステム（BCMS）の推進組織を整備し、事業継続の実効性を確保するための教育・訓練・演習等の各種施策を行っております。

⑤ 内部監査の実施について

内部監査部門である監査室は、作成した内部監査計画に基づき、各部門および子会社の業務監査等を行い、取締役会、代表取締役および監査役に監査結果を報告しております。

(3) 会社の支配に関する基本方針

該当事項はありません。

(注) 本事業報告中の記載金額および株式数は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

連結貸借対照表

(2024年3月31日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	38,555	流 動 負 債	21,405
現金及び預金	15,894	支払手形及び買掛金	9,896
受取手形	606	電子記録債務	3,469
電子記録債権	3,876	短期借入金	2,794
売掛金	11,023	未払法人税等	1,007
契約資産	1,812	役員賞与引当金	61
商品及び製品	1,768	その他	4,176
仕掛品	1,123	固 定 負 債	6,485
原材料及び貯蔵品	1,623	長期借入金	1,151
未収還付法人税等	1	退職給付に係る負債	2,895
その他	827	繰延税金負債	2,303
貸倒引当金	△2	その他	134
固 定 資 産	48,900	負 債 合 計	27,890
有形固定資産	22,422	純 資 産 の 部	
建物及び構築物	9,792	株 主 資 本	42,608
機械装置及び運搬具	6,730	資 本 金	4,753
土地	4,679	資 本 剰 余 金	4,212
その他	1,220	利 益 剰 余 金	34,742
無形固定資産	1,236	自 己 株 式	△1,099
その他	1,236	その他の包括利益累計額	10,789
投資その他の資産	25,241	その他有価証券評価差額金	7,166
投資有価証券	23,167	為替換算調整勘定	3,220
長期貸付金	127	退職給付に係る調整累計額	401
繰延税金資産	102	非支配株主持分	6,168
その他	1,902	純 資 産 合 計	59,565
貸倒引当金	△58	負 債 及 び 純 資 産 合 計	87,456
資 産 合 計	87,456		

連結損益計算書

(2023年4月1日から
2024年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金	額
売上高		64,693
売上原価		50,698
売上総利益		13,994
販売費及び一般管理費		10,089
営業利益		3,905
営業外収益		
受取利息及び配当金	342	
為替差益	221	
持分法による投資利益	1,371	
その他	209	2,145
営業外費用		
支払利息	41	
その他	45	87
経常利益		5,963
特別利益		
固定資産売却益	11	
投資有価証券売却益	28	
受取保険金	23	63
特別損失		
固定資産処分損	24	
投資有価証券売却損	7	
和解金	11	
解約撤去損失	16	59
税金等調整前当期純利益		5,966
法人税、住民税及び事業税		1,374
法人税等調整額		71
法人税等還付税額		△1
当期純利益		4,522
非支配株主に帰属する当期純利益		574
親会社株主に帰属する当期純利益		3,947

連結株主資本等変動計算書

(2023年4月1日から
2024年3月31日まで)

(単位：百万円)

残高及び変動事由	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 株 式	株主資本合計
当 期 首 残 高	4,753	4,207	31,734	△1,102	39,592
当 期 変 動 額					
剰余金の配当			△939		△939
親会社株主に帰属 する当期純利益			3,947		3,947
自己株式の取得				△3	△3
自己株式の処分		4		5	10
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）					—
当期変動額合計	—	4	3,008	2	3,016
当 期 末 残 高	4,753	4,212	34,742	△1,099	42,608

残高及び変動事由	その他の包括利益累計額				非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	為 替 換 算 調 整 勘 定	退職給付に係る 調整累計額	その他の包括利益 累計額合計		
当 期 首 残 高	4,273	2,180	147	6,601	6,017	52,211
当 期 変 動 額						
剰余金の配当				—		△939
親会社株主に帰属 する当期純利益				—		3,947
自己株式の取得				—		△3
自己株式の処分				—		10
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	2,893	1,040	253	4,187	150	4,338
当期変動額合計	2,893	1,040	253	4,187	150	7,354
当 期 末 残 高	7,166	3,220	401	10,789	6,168	59,565

連結注記表

(連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等)

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数および連結子会社の名称

- ① 連結子会社の数 10社
② 連結子会社の名称

ニットクメンテ(株)、ニットク商工(株)、(株)ニットク保険センター、大和特殊工機(株)、日晷工業(株)、(株)タカヒロ、(株)ニットクシーケー、武漢日特固防音配件有限公司、武漢日特固汽車零部件有限公司、PT. TUFFINDO NITTOKU AUTONEUM

(2) 非連結子会社の名称等

- ① 非連結子会社の名称
Uni-NTF, Inc.
② 連結の範囲から除いた理由

非連結子会社は、小規模会社であり、総資産・売上高・当期純損益（持分に見合う額）および利益剰余金（持分に見合う額）等は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないため、連結の範囲から除外しております。

2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法を適用した非連結子会社又は関連会社の数および会社等の名称

- ① 持分法を適用した非連結子会社の数 1社
会社等の名称
Uni-NTF, Inc.
② 持分法を適用した関連会社の数 7社
会社等の名称

富士産業(株)、UGN, Inc.、SNC Sound Proof Co., Ltd.、日特固(広州)防音配件有限公司、天津日特固防音配件有限公司、SRN Sound Proof Co., Ltd.、梅居産業(株)

(2) 持分法を適用しない非連結子会社又は関連会社のうち主要な会社等の名称等

Autoneum Nittoku Sound Proof Products India Pvt. Ltd. 他

持分法を適用しない理由

持分法を適用しない非連結子会社又は関連会社はいずれも、それぞれ当期純損益（持分に見合う額）および利益剰余金（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ全体としても重要性がないため、持分法の適用から除外しております。

3. 連結子会社の事業年度に関する事項

連結子会社のうち、武漢日特固防音配件有限公司、武漢日特固汽車零部件有限公司およびPT. TUFFINDO NITTOKU AUTONEUMの決算日は、12月31日であります。連結計算書類の作成にあたっては、同日現在の計算書類を使用し、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。なお、その他の連結子会社の決算日は連結決算日と同一であります。

4. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準および評価方法

① 有価証券の評価基準および評価方法

その他有価証券…市場価格のない株式等以外のもの

決算期末日の市場価格等に基づく時価法によっております。(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法によっております。

② 棚卸資産の評価基準および評価方法

主として総平均法による原価法(貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)によっております。

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

① 有形固定資産(リース資産を除く)

主として定額法によっております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物及び構築物 10年～50年

機械装置及び運搬具 8年～9年

② 無形固定資産(リース資産を除く)

定額法によっております。

なお、自社利用のソフトウェアは、社内における見込利用可能期間(主に5年)に基づく定額法によっております。

③ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産は、リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとする定額法によっております。

(3) 重要な引当金の計上基準

① 貸倒引当金

売掛金等の債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

② 役員賞与引当金

役員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき当連結会計年度に見合う分を計上しております。

(4) その他連結計算書類の作成のための重要な事項

① 退職給付に係る会計処理の方法

1. 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

2. 数理計算上の差異および過去勤務費用の費用処理方法

過去勤務費用は、主としてその発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(10年)による定額法により費用処理しております。

数理計算上の差異は、主として各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(10年)による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理することとしております。

3. 小規模企業等における簡便法の採用

一部の連結子会社は、退職給付に係る負債および退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

② 外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は、損益として処理しております。

なお、在外子会社等の資産および負債、収益および費用は、在外子会社等の決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定に含めて計上しております。

③ 収益および費用の計上基準

当社グループは、「塗料関連」「自動車製品関連」を主たる事業としており、塗料の製造・販売および工事請負、自動車用防音材（制振材、吸・遮音材）や防錆塗料等の塗材を中心とした自動車部品の製造・販売を行っております。

「塗料関連事業」における製品の販売については、製品を顧客に引き渡した時点で顧客が当該製品に対する支配を獲得することから、履行義務が充足されると判断し、通常は代替的な取扱いを適用し当該製品の出荷時点で収益を認識しております。

工事請負については、当社グループの義務の履行により創出した資産が他に転用できず、かつ、履行済み部分に対する対価の支払を受ける権利があることから、当該履行義務は一定期間にわたり充足される履行義務であり、契約期間にわたる工事の進捗に応じて充足されるものと判断しております。

したがって、工事請負においては工事の進捗度に応じて収益を計上しております。なお、進捗度の測定は、発生原価が履行義務の充足における企業の進捗度に寄与および概ね比例していると考えられることから、見積原価総額に対する実際原価の割合で算出しております。

なお、取引開始日から履行義務を充足すると見込まれる時点まで期間がごく短い一部の契約は、一定の期間にわたり収益を認識せず、完全に履行義務を充足した時点で収益を認識する方法によっております。

「自動車製品関連事業」における製品の販売については、主に完成した製品を顧客に供給することを履行義務としており、原則として製品の納入時点において支配が顧客に移転して履行義務が充足されると判断していることから、当該時点において収益を認識しております。

収益は顧客との契約において約束された対価から、返品、値引きおよびリベート等を控除した収益に重大な戻入れが生じない可能性が高い範囲内の金額で算定しております。

(会計上の見積りに関する注記)

日本特殊塗料株式会社における繰延税金資産の回収可能性

(1) 当連結会計年度に計上した金額

繰延税金負債（純額） 1,250百万円

繰延税金負債と相殺前の繰延税金資産の金額は、1,854百万円であります。

(2) その他見積りの内容に関する理解に資する情報

① 算出方法

将来減算一時差異に対して、将来の収益力に基づく課税所得に基づき、繰延税金資産の回収可能性を判断しております。なお、課税所得の見積りは、翌期予算を基礎として、将来獲得しうる課税所得の時期および金額を合理的に見積もり、算定しております。

② 主要な仮定

課税所得の見積りの基礎となる翌期予算における主要な仮定は、自動車製品関連事業については、主な顧客の生産計画等に基づく販売予測単価及び販売予測数量、塗料関連事業については、塗料業界の市況需要予測等データ及び販売状況に基づく各営業所での販売予測数量であります。

③ 翌連結会計年度の連結計算書類に与える影響

主要な仮定である販売予測単価及び販売予測数量は、見積りの不確実性を伴うため、課税所得の見積額が変動することにより、繰延税金資産の回収可能性の判断に重要な影響を与えるリスクがあります。

(連結貸借対照表に関する注記)

1. 担保に供している資産

建物及び構築物	451百万円
機械装置及び運搬具	8百万円
土地	709百万円

計 1,169百万円

上記見合いの対応債務

短期借入金	624百万円
長期借入金	968百万円

計 1,592百万円

2. 有形固定資産の減価償却累計額 47,220百万円

3. 保証債務

債務保証	11百万円
------	-------

(連結株主資本等変動計算書に関する注記)

1. 当連結会計年度末の発行済株式の種類および総数

普通株式	23,611,200株
------	-------------

2. 剰余金の配当に関する事項

(1) 当連結会計年度中に行った剰余金の配当に関する事項

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力 発生日
2023年6月22日 定時株主総会	普通株式	480	22	2023年 3月31日	2023年 6月23日
2023年11月8日 取締役会	普通株式	458	21	2023年 9月30日	2023年 12月1日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の種類	配当の 原資	配当金の 総額 (百万円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力 発生日
2024年6月21日 定時株主総会	普通株式	繰越利益 剰余金	546	25	2024年 3月31日	2024年 6月24日

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、資金運用については短期的な預金等に限定し、銀行等金融機関からの借入により資金を調達しております。

受取手形および売掛金等に係る顧客の信用リスクについては、与信先の業況を定期的にモニタリングし、必要に応じ保証金や引当確保に努めリスク低減を図っております。また、投資有価証券は主として株式であり、上場株式については毎月時価の把握を行っております。

借入金の使途は運転資金（主として短期）および設備投資資金（長期）であります。なお、デリバティブ取引は発生のつど稟議事項として事前決裁を受け、金利変動リスクのヘッジの目的として、事業上での実需の範囲で行うこととしており、投機的な取引は行っておりません。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2024年3月31日（当期の連結決算日）における連結貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額については、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等は、次表には含めておりません（注）を参照ください。また、現金及び預金、受取手形、売掛金、電子記録債権、支払手形及び買掛金、電子記録債務、短期借入金については、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

(単位：百万円)

	連結貸借対照表 計上額 (* 1)	時価 (* 1)	差額
(1) 投資有価証券	12,268	12,268	—
(2) 長期借入金 (* 2)	(2,045)	(2,031)	(13)

(* 1) 負債に計上されているものについては、()で示しております。

(* 2) 長期借入金については、1年以内返済予定の長期借入金も含めて表示しております。

(注) 市場価格のない株式等

(単位：百万円)

区分	連結貸借対照表計上額
非上場株式	10,902

これらについては、「(1) 投資有価証券」には含めておりません。

3. 金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性および重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価をもって連結貸借対照表計上額とする金融資産および金融負債

(単位：百万円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券 株式	12,268	—	—	12,268

(2) 時価をもって連結貸借対照表計上額としない金融資産および金融負債

(単位：百万円)

区分	時価（*1）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
長期借入金（*2）	—	(2,031)	—	(2,031)

（*1）負債に計上されているものについては、（ ）で示しております。

（*2）長期借入金については、1年以内返済予定の長期借入金も含めて表示しております。

(注) 時価の算定に用いた評価技法およびインプットの説明

投資有価証券

上場株式について相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。

長期借入金

これらの時価は、元利金の合計額と、当該債務の残存期間および信用リスクを加味した料率を基に、割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

(賃貸等不動産に関する注記)

賃貸等不動産の総額に重要性が乏しいため、記載を省略しております。

(収益認識に関する注記)

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当連結会計年度（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

(単位：百万円)

	報告セグメント				その他	合計
	塗料関連		自動車 製品関連	計		
	製品販売等	工事請負				
売上高						
日本	11,798	8,813	35,902	56,514	15	56,529
アジア	—	—	7,448	7,448	—	7,448
その他	—	—	715	715	—	715
顧客との契約 から生じる収益	11,798	8,813	44,066	64,678	15	64,693
外部顧客への 売上高	11,798	8,813	44,066	64,678	15	64,693

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は「連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等 4. 会計方針に関する事項(4)③収益および費用の計上基準」に記載のとおりであります。

3. 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当連結会計年度末において存在する顧客との契約から翌連結会計年度以降に認識すると見込まれる収益の金額および時期に関する情報

(1) 契約資産および契約負債の残高等

当連結会計年度における当社グループにおける顧客との契約から計上された売上債権、契約資産および契約負債の期首および期末残高は下記のとおりであります。

(単位：百万円)

	当連結会計年度	
	期首残高	期末残高
顧客との契約から生じた債権	16,037	15,506
契約資産	2,456	1,812
契約負債	282	297

当社グループでは、主に進行中の工事に対する対価に対して契約資産を計上し、顧客からの前受金に対して契約負債を計上しております。

当連結会計年度において、認識した収益のうち期首現在の契約負債残高に含まれていた金額は282百万円であります。

また、過去の期間に充足（又は部分的に充足）した履行義務から、当連結会計年度に認識した収益の金額に重要性はありません。

(2) 残存履行義務に配分した取引価格

当社グループでは、残存履行義務に配分した取引価格の注記にあたって実務上の便法を適用し、当初に予想される契約期間が1年以内の契約について注記の対象に含めておりません。当該履行義務は、工事請負に関するものであり、残存履行義務に配分した取引価格の総額および収益の認識が見込まれる期間は以下のとおりであります。

なお、対価は、主として工事完了後1年以内に受領しており、対価の金額に重要な金融要素は含まれておりません。

(単位：百万円)

	当連結会計年度
1年以内	190
1年超	—
合計	190

(1株当たり情報に関する注記)

1. 1株当たり純資産額	2,455円58銭
2. 1株当たり当期純利益	181円57銭

(重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

(注) 連結計算書類の記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

貸借対照表

(2024年3月31日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流動資産	28,274	流動負債	16,379
現金及び預金	9,305	支払手形	31
受取手形	596	電子記録債務	2,765
電子記録債権	3,823	買掛金	8,215
売掛金	9,139	短期借入金	1,269
商品及び製品	1,388	未払金	1,127
仕掛品	1,031	未払費用	1,134
原材料及び貯蔵品	1,190	未払法人税等	745
前払費用	67	預り金	397
その他	1,733	役員賞与引当金	60
貸倒引当金	△1	設備支払手形	112
固定資産	32,615	その他	519
有形固定資産	12,781	固定負債	5,682
建物	4,606	長期借入金	1,104
構築物	320	退職給付引当金	3,265
機械装置	3,567	長期未払金	62
車両運搬具	54	繰延税金負債	1,250
工具器具備品	539	負債合計	22,062
土地	3,595	純資産の部	
建設仮勘定	96	株主資本	31,752
無形固定資産	112	資本金	4,753
ソフトウェア	82	資本剰余金	4,379
その他	30	資本準備金	4,258
投資その他の資産	19,720	その他資本剰余金	120
投資有価証券	12,384	利益剰余金	23,681
関係会社株式	3,502	その他利益剰余金	23,681
関係会社出資金	1,700	別途積立金	6,625
長期貸付金	2,058	繰越利益剰余金	17,055
破産債権等	0	自己株式	△1,061
長期前払費用	4	評価・換算差額等	7,074
その他	129	その他有価証券評価差額金	7,074
貸倒引当金	△58	純資産合計	38,827
資産合計	60,889	負債及び純資産合計	60,889

損益計算書

(2023年4月1日から
2024年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金	額
売 上 高		48,832
売 上 原 価		38,228
売 上 総 利 益		10,603
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		8,323
営 業 利 益		2,280
営 業 外 収 益		
受 取 利 息 及 び 配 当 金	2,227	
為 替 差 益	213	
そ の 他	149	2,590
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	29	
貸 倒 引 当 金 繰 入 額	1	
そ の 他	24	56
経 常 利 益		4,815
特 別 利 益		
投 資 有 価 証 券 売 却 益	28	
受 取 保 険 金	23	52
特 別 損 失		
固 定 資 産 処 分 損	8	
投 資 有 価 証 券 売 却 損	7	
和 解 金	11	
解 約 撤 去 損 失	16	43
税 引 前 当 期 純 利 益		4,824
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税		930
法 人 税 等 調 整 額		0
法 人 税 等 還 付 税 額		△1
当 期 純 利 益		3,894

株主資本等変動計算書

(2023年4月1日から
2024年3月31日まで)

(単位：百万円)

残高及び変動事由	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金		利益剰余金	
		資本準備金	その他 資本剰余金	その他利益剰余金	
			別途積立金	繰越利益 剰余金	
当 期 首 残 高	4,753	4,258	115	6,625	14,100
当 期 変 動 額					
剰余金の配当					△939
当期純利益					3,894
自己株式の取得					
自己株式の処分			4		
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）					
当期変動額合計	—	—	4	—	2,955
当 期 末 残 高	4,753	4,258	120	6,625	17,055

残高及び変動事由	株 主 資 本		評 価 ・ 換 算 差 額 等 その他有価証券 評価差額金	純 資 産 合 計
	自己株式	株主資本合計		
当 期 首 残 高	△1,067	28,786	4,209	32,996
当 期 変 動 額				
剰余金の配当		△939		△939
当期純利益		3,894		3,894
自己株式の取得	△0	△0		△0
自己株式の処分	6	10		10
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）		—	2,864	2,864
当期変動額合計	5	2,965	2,864	5,830
当 期 末 残 高	△1,061	31,752	7,074	38,827

個別注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 資産の評価基準および評価方法

(1) 有価証券の評価基準および評価方法

- ① 子会社および
関連会社株式…移動平均法による原価法によっております。
- ② その他有価証券…市場価格のない株式等以外のもの
決算期末日の市場価格等に基づく時価法によって
おります。(評価差額は全部純資産直入法により処理
し、売却原価は移動平均法により算定)
市場価格のない株式等
移動平均法による原価法によっております。

(2) 棚卸資産の評価基準および評価方法

総平均法による原価法(貸借対照表価額については収益性の低下に基づく
簿価切下げの方法)によっております。

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産(リース資産を除く)

定額法によっております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物および構築物	10年～50年
機械装置	8年～9年

(2) 無形固定資産(リース資産を除く)

定額法によっております。

なお、自社利用のソフトウェアは、社内における見込利用可能期間(5年)
に基づく定額法によっております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産は、リース期間
を耐用年数とし、残存価額をゼロとする定額法によっております。

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

売掛金等の債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸
倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性
を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 役員賞与引当金

役員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき当事業年度に見合う分を計上しております。

(3) 退職給付引当金

① 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

② 数理計算上の差異および過去勤務費用の費用処理方法

過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(10年)による定額法により費用処理しております。

数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(10年)による定額法により按分した額をそれぞれ発生翌事業年度から費用処理することとしております。

4. 収益および費用の計上基準

当社は、「塗料関連」「自動車製品関連」を主たる事業としており、塗料の製造・販売、自動車用防音材(制振材、吸・遮音材)や防錆塗料等の塗材を中心とした自動車部品の製造・販売を行っております。

「塗料関連事業」における製品の販売については、製品を顧客に引き渡した時点で顧客が当該製品に対する支配を獲得することから、履行義務が充足されると判断し、通常は代替的な取扱いを適用し当該製品の出荷時点で収益を認識しております。

「自動車製品関連事業」における製品の販売については、主に完成した製品を顧客に供給することを履行義務としており、原則として製品の納入時点において支配が顧客に移転して履行義務が充足されると判断していることから、当時点において収益を認識しております。

収益は顧客との契約において約束された対価から、返品、値引きおよびリベート等を控除した収益に重大な戻入れが生じない可能性が高い範囲内の金額で算定しております。

5. その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は、損益として処理しております。

(会計上の見積りに関する注記)

繰延税金資産の回収可能性

(1) 当事業年度に計上した金額

繰延税金負債（純額） 1,250百万円

繰延税金負債と相殺前の繰延税金資産の金額は、1,854百万円であります。

(2) その他見積りの内容に関する理解に資する情報

① 算出方法

将来減算一時差異に対して、将来の収益力に基づく課税所得に基づき、繰延税金資産の回収可能性を判断しております。なお、課税所得の見積りは、翌期予算を基礎として、将来獲得しうる課税所得の時期および金額を合理的に見積もり、算定しております。

② 主要な仮定

課税所得の見積りの基礎となる翌期予算における主要な仮定は、自動車製品関連事業については、主な顧客の生産計画等に基づく販売予測単価及び販売予測数量、塗料関連事業については、塗料業界の市況需要予測等データ及び販売状況に基づく各営業所での販売予測数量であります。

③ 翌事業年度の計算書類に与える影響

主要な仮定である販売予測単価及び販売予測数量は、見積りの不確実性を伴うため、課税所得の見積額が変動することにより、繰延税金資産の回収可能性の判断に重要な影響を与えるリスクがあります。

(貸借対照表に関する注記)

1. 担保に供している資産		
建	物	368百万円
構	築物	2百万円
機	械装	8百万円
土	置	361百万円
	地	
	計	742百万円
上記見合いの対応債務		
短	期借入金	599百万円
長	期借入金	968百万円
	計	1,567百万円
2. 有形固定資産の減価償却累計額		33,481百万円
3. 保証債務		
債	務保証	311百万円
4. 関係会社に対する金銭債権および金銭債務		
短	期金銭債権	2,813百万円
長	期金銭債権	2,058百万円
短	期金銭債務	1,427百万円

(損益計算書に関する注記)

関係会社との取引	
営業取引による取引高	
関係会社に対する売上高	2,745百万円
関係会社からの仕入高	8,032百万円
営業取引以外の取引による取引高	
受取配当金	1,936百万円

(株主資本等変動計算書に関する注記)

当事業年度末における自己株式の種類および株式数

普	通	株	式	1,766,774株
---	---	---	---	------------

(税効果会計に関する注記)

繰延税金資産および繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

(繰延税金資産)		
未払事業税		54百万円
未払賞与		212百万円
未払費用		90百万円
減価償却超過額		441百万円
退職給付引当金		1,000百万円
長期未払金		0百万円
投資有価証券評価損		27百万円
関係会社株式評価損		12百万円
その他		76百万円
	小計	<u>1,916百万円</u>
評価性引当金		<u>△62百万円</u>
繰延税金資産	合計	<u>1,854百万円</u>
(繰延税金負債)		
その他有価証券評価差額金		<u>△3,104百万円</u>
繰延税金負債	合計	<u>△3,104百万円</u>
繰延税金負債の純額		<u>△1,250百万円</u>

(関連当事者との取引に関する注記)

(単位：百万円)

属性	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有)割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
子会社	日晃工業(株)	所有 直接85.9%	当社製品の製造委託 製造技術の供与	製品の仕入(注1)	4,898	買掛金	534
				金銭の貸付(注2)	—	流動資産その他 (短期貸付金)	414
				貸付金の回収(注2)	350	長期貸付金	1,930
				利息の受取(注2)	19	流動負債その他 (前受収益)	1

取引条件および取引条件の決定方針等

(注1) 日晃工業(株)からの製品の仕入価格については、提示された見積価格を参考にして交渉のうえ決定しております。

(注2) 日晃工業(株)の金銭の貸付については、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しており、事業の設備資金として、当社より直接貸付けたものです。

(収益認識に関する注記)

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は「重要な会計方針に係る事項に関する注記 4. 収益および費用の計上基準」に記載のとおりであります。

(1株当たり情報に関する注記)

- | | |
|---------------|-----------|
| 1. 1株当たり純資産額 | 1,777円44銭 |
| 2. 1株当たり当期純利益 | 178円32銭 |

(重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

(注) 計算書類の記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2024年5月15日

日本特殊塗料株式会社
取締役会 御 中

EY新日本有限責任監査法人

東 京 事 務 所

指定有限責任社員 公認会計士 月 本 洋 一
業務執行社員指定有限責任社員 公認会計士 菅 沼 淳
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、日本特殊塗料株式会社の2023年4月1日から2024年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、日本特殊塗料株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2024年5月15日

日本特殊塗料株式会社
取締役会 御 中

EY新日本有限責任監査法人

東 京 事 務 所

指定有限責任社員 公認会計士 月 本 洋 一
業務執行社員指定有限責任社員 公認会計士 菅 沼 淳
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、日本特殊塗料株式会社の2023年4月1日から2024年3月31日までの第118期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告書

監 査 報 告 書

当監査役会は、2023年4月1日から2024年3月31日までの第118期事業年度における取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。
- ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
- ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2021年11月16日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。
- 以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書ならびに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為または法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果
会計監査人 EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。
- (3) 連結計算書類の監査結果
会計監査人 EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2024年5月15日

日本特殊塗料株式会社 監査役会

常勤監査役 川 名 宏 一 ㊟

社外監査役 高 橋 善 樹 ㊟

社外監査役 松 藤 齊 ㊟

以 上

株主総会会場ご案内略図

会場／東京都北区王子一丁目11番1号
北とぴあ 16階 会議室



- JR 京 浜 東 北 線 王子駅 北口より 徒歩約3分
- 東京メトロ南北線 王子駅 5番出口より 徒歩約1分

株主総会にご出席の株主様へのお土産の配布を取りやめ、株主総会開始前のお飲み物のご提供や製品の展示につきましても、本年は中止とさせていただきます。何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。